

## 国の示す指針等を踏まえた第 8 次広島県保健医療計画の策定について

令和 5 年 7 月 11 日 医療介護政策課

## 1 趣旨

広島県保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 第 1 項に基づく「医療計画」として、国の示す指針等を踏まえ、地域の実情に応じて策定する必要がある。また、本県の最上位計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」掲げる「欲張りなライフスタイル」の実現に向けて、県民が健康と自立を保ち、安心して希望する生活を送るための基盤を整えるためのものとする。

## 2 計画策定にあたっての留意事項

## (1) 国の示す基本方針等

- ・「医療提供体制の確保に関する基本方針」（平成 19 年厚生労働省告示第 70 号）
- ・「医療計画について」（令和 5 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知。最終改正令和 5 年 6 月 15 日）
- ・「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。最終改正令和 5 年 5 月 26 日）

## (2) 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度の6 年間。また、在宅医療その他必要な事項について、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画変更を行う。

## (3) 5 疾病・6 事業及び在宅医療

ア 保健医療計画の実効性を高めるため、施策や事業の結果（アウトプット）のみならず、住民の健康状態や患者の状態といった成果（アウトカム）に対してどれだけの影響（インパクト）を与えたかという観点から、施策及び事業の評価及び改善を行い、政策循環（PDCA サイクル等）を強化する。そのため、指標を用いることなどにより現状把握を行った上で、疾病・事業及び在宅医療指針で述べる 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれの目指すべき方向の各事項を踏まえて対策上の課題を抽出し、その解決に向けた施策及び数値目標を設定する。

このため、現行の保健医療計画（第 7 次）の成果を評価し、終了すべき施策、見直し・継続すべき施策、新たに取り組む施策等を明確にするとともに、客観的な比較、経年比較が可能な指標により目標を設定する。

イ 病床の整備や 5 疾病 6 事業の施策を進める単位である二次保健医療圏については、昨年度の医療審議会において、現行の二次保健医療圏とすることが決定しているが、疾病・事業ごとの圏域を設定するにあたっては、二次保健医療圏にこだわらず、患者動向や地域の医療資源等に応じて弾力的に設定することも可能である。

(4) 他の計画等との整合性等

医療と介護の総合確保の観点から、「医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画」、「ひろしま高齢者プラン」との整合性を確保するほか、新興感染症の発生・まん延時における医療については、「広島県感染症予防計画」、「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を確保する。また、以下の関連する諸計画との調和を図る。

「健康増進法」に定める都道府県健康増進計画	健康ひろしま 21（第3次）（R6～R17）と調和を図り、「健康増進対策」に記載する。
「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める都道府県医療費適正化計画	広島県医療費適正化計画（R6～R11）と一体的に策定することとし、「医療費の適正化」に記載する。
医師の労働時間短縮等に関する指針	「医師の確保・育成」に記載する。
「がん対策基本法」に定める都道府県がん対策推進計画	がん対策推進計画（R6～R11）を一体的に策定することとし、「がん対策」に記載する。
「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に定める都道府県循環器病対策推進計画	第2次広島県循環器病対策推進計画（R6～R11）を一体的に策定することとし、「脳卒中対策」及び「心血管疾患対策」に記載する。
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第41条第1項に定める指針	「精神疾患対策」に記載する。
「肝炎対策基本法」に定める肝炎対策基本方針	第4次広島県肝炎対策計画（R5～R9）と調和を図り、「がん対策」及び「感染症対策」に記載する。
「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定める基本方針	難病医療費助成制度などについて、「難病対策」に記載する。
「児童福祉法」に定める基本的な方針、基本指針、都道府県障害児福祉計画	第5次広島県障害者プラン（R6～R11）と調和を図り、「障害保健対策」、「難病対策」に記載する。
「アレルギー疾患対策基本法」に定める基本方針	「アレルギー疾患対策」に記載する。
「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に定める成育医療等基本方針	ひろしま子供の未来応援プラン（R2～R6、R7～R11（予定））と調和を図り、「周産期医療対策」、「小児医療対策」、「母子保健対策」等に記載する。
「自殺対策基本法」に定める自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画	第3次広島県自殺対策推進計画（R5～R10）と調和を図り、「精神疾患対策」（自殺対策）に記載する。
「アルコール健康障害対策基本法」に定めるアルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進計画	広島県依存症対策推進計画（仮称）（R6～R11）と調和を図り、「精神疾患対策」（依存症）に記載する。
「歯科口腔保健の推進に関する法律」に定める基本的事項	第3次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画（R6～R11）と調和を図り、「歯科保健対策」に記載する。
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画	第5次広島県障害者プラン（R6～R11）と調和を図り、「精神疾患対策」、「障害保健対策」等に記載する。